

介護老人保健施設運営規程

第1章 施設の目的および運営方針

(目的)

第1条 この規程は、介護老人保健施設「ケアタウンひまわり」(以下「当施設」という。)の運営管理に必要な事項を定め、介護保険法（平成9年法律第123号）(以下「法律」という)の基本理念に基づき、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援し、家庭復帰を目指すことを目的とする。

(運営方針)

第2条 施設は前条の目的を達成するため、施設サービス計画にもとづき生活援助の場として明るく家庭的な雰囲気のもとに、地域や家庭との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、その他保健医療サービス又は福祉サービス提供者と密接な連携に努めながら運営を行う。

第2章 職員の定数、職種および職務内容

(職員の定数)

第3条 施設に次の職員を配置する。

1. 管理者	1人	(短期入所療養介護と兼務)
2. 医師	1人以上	(短期入所療養介護と兼務)
3. 看護職員	10人以上	(短期入所療養介護と兼務)
4. 介護職員	24人以上	(短期入所療養介護と兼務)
5. 支援相談員	1人以上	(短期入所療養介護と兼務)
6. 理学療法士 または作業療法士	1人以上	(短期入所療養介護と兼務)
7. 管理栄養士	1人以上	(短期入所療養介護と兼務)
8. 介護支援専門員	1人以上	(短期入所療養介護と兼務)
9. 事務職員	1人以上	(短期入所療養介護と兼務)
10. その他必要と認める職員	必要数	

(職務内容)

第4条 職員の職務内容は、次のとおりとする。

1. 管理者は、施設の業務を管理する。
2. 医師は、入所利用者等の健康管理、および医療など適切な処置を行う。
3. 看護科長・介護科長は、施設長の指揮命令を受け、看護・介護業務を計画し実施する。
4. 看護師は、看護科長の指揮命令を受け、入所利用者等の保健衛生、および看護・介

護業務を行う。

5. 介護職員は、介護科長の指揮命令を受け、入所利用者等の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
6. 支援相談員は、施設長の指揮命令を受け、入所利用者等に対する支援相談業務を行う。
7. 理学療法士・作業療法士は、医師の指揮命令を受け、入所利用者に対する理学・作業療法業務を行う。
8. 管理栄養士は、医師の指揮命令を受け、入所利用者等に対する管理栄養業務を行う。
9. 介護支援専門員は、施設長の指揮命令を受け、施設サービス計画の作成業務を行う。
10. 事務職員は、施設長の指揮命令を受け、会計経理、その他の事務処理、および施設等の保守管理を行う。

第3章 入所者の定員

（収容定員）

第5条 施設の収容定員数は、100名（短期入所療養介護上限20名含む）とする。

第4章 入所者等に対する施設サービス、その他のサービス内容

（勤務体制の確保）

第6条 施設は、入所利用者に対し適切なサービス、その他サービスを提供できるよう職員の勤務体制を定める。

- ② 施設は、当該施設職員による施設サービスの提供に努める。
- ③ 施設は、職員の資質向上のために、研修の機会を確保するよう努める。

（定員の遵守）

第7条 施設は、療養室の定員内をもって入所させる。

（入退所）

第8条 施設は、入退所の判定に当たって医師、看護師、支援相談員等の協議に基づき対応する。

1. 入所の手続き

- ア. 施設は、身体の状態および症状に照らし、施設サービスの提供が必要と認められた申込者を入所させる。
- イ. 施設は、入所申込者に対する要介護度によって、入所を拒まない。
- ウ. 施設は、入所に際し、病歴、家庭などの状況把握に努める。
- エ. 施設は、新たな入所利用者に対し日課および施設内での生活、ならびに食事や健康状態、介護状況などについて面接を行う。

オ．施設は、入所利用者の身体の状態および症状を観察し、入所継続の可否を定期的に判定する。

2．退所の手続き

ア．施設が家庭復帰可能であると判断した時。

イ．入所利用者から、退所の申し出があり、しかも家庭復帰が適当と認められた時。

ウ．入所利用者が無断で退所し復帰の見込みがない時。

エ．入所利用者に病院治療の必要が生じた時。

オ．入所利用者が死亡した時。

- ② 施設は、入所申込者の病状が重いため施設への入所が不適当であると認めた場合には、適当な病院または診療所を紹介する。
- ③ 施設は、入所利用者の退所に際して、本人または家族に対し適切な指導を行うとともに、主治医に対する情報の提供、居宅介護支援事業者、保健医療サービスならびに福祉サービス提供者との連携に努める。
- ④ 施設長は、入所利用者が規律に従わなかったり、禁止行為を行うなど、共同生活の秩序を乱すことがあった場合には、適切な指示、指導を行い、さらにそれに従わないときは、医師、看護師、支援相談員等の協議のうえ、願人および代理人の承認を得て退所させることができる。

（被保険者証の確認）

第9条 施設は、被保険者証に記載された要介護度・有効期間ならびに認定審査委員会意見の確認を行う。

（施設サービス記録の記載）

第10条 施設は、入所利用者に対して行った施設サービスについて、記録に関する必要事項を健康手帳に記載する。

（文書の交付）

第11条 施設は、施設サービスを受けている入所利用者を保険医療機関等に通院させ、医療を受けさせる場合には、施設の入所者であることの証明書を入所者に対し交付する。

（ 通 知 ）

第12条 施設は、施設サービスを受けている入所利用者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、居住地を管轄する市町村に意見を付して通知する。

- 1. 正当な理由なしに施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進されると認められる時。
- 2. 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、または受けようとした時。

（施設サービス計画）

第13条 施設サービスは、施設サービス計画にもとづき、心身の状態を踏まえ漫然かつ画

一的なものとならないように、療養上の目標を設定する。

（診療の方針）

第14条 医師の診療方針は、次に掲げるところによる。

1. 診療は、医師として診療の必要があると認められる疾病、または負傷に対して的確な診断を行う。
2. 診察に当っては懇切丁寧を旨とし、療養上必要な事項は理解しやすいように指導を行う。
3. 診療に当たっては、要介護者の心理が健康におよぼす影響を十分考慮して、心理的な効果をもあげることができるように、心身の状態を観察し適切な指導を行う。
4. 入所利用者の日常生活における症状と心身の状態、ならびに家庭環境を的確に把握し、本人またはその家族に対し適切な指導を行う。
5. 検査、投薬、注射、処置等は、入所利用者の症状に照らし適切に行う。
6. 特殊な療法または新しい療法等については、厚生労働大臣が定めるものとする。

（必要な医療の提供が困難な場合の処置等）

第15条 医師は入所利用者の症状からみて、施設において必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、協力病院等への収容、または他の医師の診療を求める等適切な措置を講ずる。

1. 医師は入所利用者のため病院等からの往診、または通院させる場合には、病院等の医師に対し、入所利用者の心身状況に関する情報の提供を行う。
2. 医師は入所利用者が往診を受け、または通院した病院等の医師から、療養上必要な情報の提供を求め適切な診療を行う。

（機能訓練）

第16条 機能訓練は、入所利用者の諸機能の改善、又は維持を図るため施設サービス計画にもとづき行う。

（看護および介護）

第17条 看護および介護は、入所利用者の病状、心身の状態などに応じ日常生活の充実に資するよう適切に行う。

（日課）

第18条 施設長および各職員は、施設サービス計画にもとづき業務を遂行するように努める。

（生活指導）

第19条 職員は、入所利用者に対して療養の目的に沿った援助を行うため、施設サービス計画にもとづき生活プログラムを作成し指導、援助する。

（食 事）

第20条 入所利用者には、1日3回食事を提供する。

食事の献立はバラエティに富み、調理に当っては栄養、入所利用者の身体的状況、および嗜好を十分考慮したものとする。

入所利用者の食事は、食堂で行われるよう努める。

（衛生管理）

第21条 施設長、看護師および介護職員等は、入所利用者と施設の保健衛生のため、次の各号の実施に努める。

1. 衛生知識の普及指導、および生活習慣の確立
2. 年2回以上の大掃除
3. 月1回以上の消毒
4. 週2回以上の入浴または清拭
5. その他必要な事項

② 給食調理業務に従事する者は、毎月1回以上便の検査を受ける。

（健康管理）

第22条 医師は利用者の健康管理上必要な回数診療に当たる。

② 緊急の場合は前項の規定にかかわらず診療を行う。

（ケース会議）

第23条 施設は職員の意思統一を図るため、定期的にケース会議を開き情報の伝達、および問題、課題に関する討議を行い療養の質的向上に努める。

（研 修）

第24条 職員は療養の質的向上をはかるため、研修などを通して職務遂行能力の維持、向上に努める。

（事後指導）

第25条 職員は入所利用者が家庭復帰したあと、在宅医療が円滑に行えるよう医療・介護面の相談など事後指導に努める。

（利 用 料）

第26条 施設は介護報酬代理受領方式により介護報酬額のうち利用者負担額を除いて保険者に請求するとともに、介護報酬額の利用者負担額ならびに、日常生活に要する費用、理髪料等利用料の支払いを受けることができる。なお、利用料の具体的な内容は、別表のとおりとする。

② 施設は入所開始に際し、利用料の具体的内容を明示する。

(掲 示)

第27条 施設は見やすい場所に、事業目的・運営方針、および職員の勤務体制、協力病院、ならびに利用料に関する事項を掲示する。

第5章 入所者の守るべき規律

(日課の励行)

第28条 入所利用者は職員の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めなければならない。

(外出および外泊)

第29条 入所利用者が外出、または外泊しようとするときは、外出、外泊先、用件、施設へ帰着する予定日時などを施設長に届け出なければならない。

(面 会)

第30条 入所利用者が外来者と面会するときは施設に届け出なければならない。

(健康保持)

第31条 入所利用者は健康保持のため、施設で行う健康診断を特別な理由がない限り受診しなければならない。

(衛生保持)

第32条 入所利用者は環境衛生保持のため、整理・整頓に努めなければならない。

(身上変更の届出)

第33条 入所利用者は身上に関する重要な事項が生じたときは、速やかに施設長、または支援相談員等に届け出なければならない。

(施設内禁止行為)

第34条 入所利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。

1. 宗教や習慣の相違などで他人を排撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
2. 喧嘩・口論もしくは泥酔、または騒音などにより他の入所者に迷惑をおよぼすこと。
3. 指定した場所以外での火気使用、就寝または寝具の上で喫煙すること。
4. 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれらを施設外に持ち出すこと。
5. 金銭または物品によって賭け事をする事。
6. 施設内の秩序、風紀を乱し、または安全衛生を害すること。
7. 無断で備品の位置、または形状を変えること。
8. ペットを施設内に持ち込むこと。

第6章 非常災害対策

（災害対策）

第35条 施設長は、自然災害、火災等の対策について、計画的な防災訓練と設備の改善をはかり、入所利用者等の安全に対して万全を期する。

② 防災・避難訓練については定期的に行う。

（業務継続計画の策定等）

第 36 条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

第7章 その他施設の管理に関する重要事項

（身体の拘束等）

第 37 条 施設は、サービス提供にあたって入所利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所利用者の行動を制限する行為を行わない。但し、当該入所者または他の利用者等の生命・身体を保護するため緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間その際の入所利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

（虐待防止に関する事項）

第 38 条 施設は入所利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

1. 虐待を防止するための施設職員に対する研修の実施
2. 入所利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
3. その他虐待防止のために必要な措置

（虐待防止に関する責任者の選定及び設置、成年後見制度の利用支援、介護相談の受け入れ等）

② 当施設は介護保健施設サービスの提供に当たり、当該施設職員又は擁護者（入所利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第 39 条 当施設とその職員は、業務上知り得た利用者又は保証人若しくはその家族等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。

② 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の扱いとする。

(記録の整備)

第 40 条 施設は療養等のサービス提供に関し、次の諸記録を整備する。

1. 管理に関する記録

ア. 施設日誌

イ. 職員の勤務状況、給与、研修などに関する記録

ウ. 月間および年間の事業計画表ならびに事業実施状況表

2. 入退所の判定に関する記録

ア. 定期的に入所継続の判定を行った経過および結果

イ. 退所判定の経過および結果

3. 療養その他のサービスに関する記録

ア. 入所者等の台帳（病歴、生活暦、家族の状況などを記録したもの）

イ. 入所者等のケース記録

ウ. 診療記録など診療に関する記録

エ. 診察、看護、介護、機能訓練などの日誌

オ. 献立および食事に関する記録

4. 会計経理に関する記録

5. 施設の構造および設備に関する記録

6. 防災記録

(衛生管理等)

第 41 条 入所利用者の使用する施設、食器その他の設備または飲用に供する水については、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずる。

さらに、医薬品および医療器具の管理を適正に行う。

(市町村との連携)

第 42 条 施設の運営にあたっては市町村との連携に努める。

(協力病院)

第 43 条 施設は入所利用者の病状の急変などに備えるため、あらかじめ、協力病院を定める。

② 施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努める。

第 44 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1. この規程は平成 16 年 8 月 17 日から施行する。
2. この一部改正は、平成 17 年 4 月 10 日より実施する。
3. この一部改正は、平成 17 年 8 月 1 日より実施する。
4. この一部改正は、平成 17 年 10 月 1 日より実施する。
5. この一部改正は、平成 17 年 12 月 1 日より実施する。
6. この一部改正は、平成 19 年 4 月 1 日より実施する。
7. この一部改正は、平成 20 年 4 月 1 日より実施する。
8. この一部改正は、平成 21 年 4 月 1 日より実施する。
9. この一部改正は、平成 21 年 10 月 1 日より実施する。
10. この一部改正は、平成 23 年 5 月 1 日より実施する
11. この一部改正は、平成 24 年 4 月 1 日より実施する
12. この一部改正は、平成 26 年 4 月 1 日より実施する。
13. この一部改定は、平成 27 年 4 月 1 日より実施する。
14. この一部改定は、平成 29 年 6 月 1 日より実施する。
15. この一部改定は、令和 1 年 10 月 1 日より実施する。
16. この一部改定は、令和 2 年 11 月 1 日より実施する。
17. この一部改定は、令和 6 年 6 月 1 日より実施する。
18. この一部改定は、令和 6 年 8 月 1 日より実施する。
19. この一部改定は、令和 7 年 4 月 1 日より実施する。
20. この一部改定は、令和 7 年 12 月 1 日より実施する。
21. この一部改定は、令和 8 年 6 月 1 日より実施する。

第26条 別表 利用料金の具体的な内容

- ① 介護療養費は、厚生労働大臣が定めた介護報酬告示上の額とし、代理受領の場合、利用者負担は、厚生労働大臣が定めた割合の額とする。
- ② その他の費用は、下記の料金表のとおりとする。
- ③ 文書料については消費税が別途かかることとする。

そ の 他 の 利 用 料 金 表

項 目	日 額	内 訳
居住費	日額 1,728円	
食 費	日額 1,800円	朝食 550円 昼食 600円 夕食 650円
日用消耗品費 ※1	日額 150円	おしぼり 清拭おしぼり ペーパータオル ティッシュペーパー 液体石鹸・シャンプー
電気代	日額（1台につき） 50円	テレビ等の電化製品を使用した方のみ算定します。
クラブ活動費	実費	書道・手工芸 等 参加した方のみ算定します
理髪料	実費	
文書料	入所証明書 500円 死亡診断書 5,000円 その他証明書 5,000円	(料金を消費税抜きの表記)
その他	エンゼルケア一式 10,000円	処置セット、顔あて、浴衣

※1 日用消耗品費については施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。

- ④社会福祉法第2条第3項第10号の規程により、生活困難者を対象とする費用の減免事業を行う。